

## 第 77 回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成 26 年 7 月 14 日（月）13：58 ~ 14：52

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

### 【委 員】

西村委員長、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省大臣官房審議官（統計局担当）、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事官、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

前川内閣府大臣官房審議官、杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

## 4 議 事

- (1) 質問第 66 号の答申「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」
- (2) 質問第 67 号の答申「港湾調査の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

## 5 議事概要

- (1) 質問第 66 号の答申「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」  
白波瀬人口・社会統計部会長から、資料 1 に基づき、「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」の部会審議状況及び答申案の内容の説明が行われ、原案のとおり採択された。  
主な質疑は以下のとおり。
  - ・答申案の I の「3 今後の課題」中の「(4) 中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について」において、当該把握は平成 29 年度調査を目途とさ

れているが、なぜ、29年度調査まで待たなくてはいけないのか。  
→答申案に指摘された各課題については、真摯に受け止めており、いずれの課題についても基本的に速やかに対応してまいりたい。

しかしながら、各課題への対応のためには、所要の検討や課題対応に必要なシステム改修予算の確保といった体制整備のために一定期間を要することから、27年度調査において全ての課題に対応することが困難な状況である。

こうしたことから、今回の変更の中で最も重要な「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」のみに対する統計委員会の修正意見については、全て対応することとしている。

一方で、他の学校種の調査票にも影響する修正意見については、影響の程度等を踏まえ、優先順位を決め、①影響が小さいものについては、29年度調査を目途とし、②影響が大きいものについては、30年度調査を目途としてそれぞれ対応することとしたい。

具体的スケジュールとして、御指摘の「中卒の就職者の正規・非正規別の把握」は、29年度調査にて対応としているが、これは、学校基本調査が、5月1日現在時点の調査であるため、調査年度の前々年度（27年度）中に概算要求し、前年度（28年度）中にシステム構築及び調査票の発送まで行わなくてはならないという事情によるものである。

←課題対応のための予算確保の必要性は理解できるが、政策的・社会的に重要な事柄については、速やかに調査する必要があるため、答申案で掲げられた各課題については、できる限り早期対応を願うとともに、今後、オンライン調査システムについても、経済・社会状況の変化に応じて柔軟に対応できるような仕組みを検討願う。

## （2） 質問第67号の答申「港湾調査の変更について」

廣松サービス統計・企業統計部会長から、資料2に基づき、「港湾調査の変更について」の部会審議状況及び答申案の内容の説明が行われ、原案のとおり採択された。

答申案に係る説明後、廣松部会長から以下の2点のコメントが付された。

- ・電子政府推進における統計調査のオンライン化について  
国土交通省において今回オンライン調査を導入することを踏まえ、その推進・定着を図る観点から、本答申案の今後の課題の（1）に示すように、オンライン調査の推進に向けた調査業務の定型化（ルーチン化）を指摘している。

これは、統計技術的な問題に対応する観点から各港湾管理者の実態を踏まえてデータベース化を進めることを求めているものであるが、行政の情報化にも資するものであり、電子政府の推進にも密接に関連するものと考えられる。

このように、電子政府の推進の一つとして、統計調査のオンライン化を捉え、その推進を図っていくことが重要であると考える。

・個別法の規定による統計利用の制限について  
本答申案の今後の課題の（2）では、行政記録情報である輸出入申告情報のより一層の活用について指摘をしている。

これは、報告者の輸出入申告情報を活用する場合、個別法による機密保持義務規定との関係から個別に同意を得る必要がある中で、これを包括的に全ての報告者から得られる方法について検討することを求めていいるものである。

行政記録情報等の統計作成への活用が進まない原因の一つとして、行政記録情報等が電子化されていないことや個別法の規定に基づく制限があると考えられる。行政記録情報等の活用を図っていくためには、本件だけではなく、他の統計調査の審議や答申においても行政記録情報等の活用に関する指摘を重ねていくことによって、統計の現場から広くその必要性を訴えていくことが重要ではないかと考える。

←非常に重い指摘である。この2点の指摘は、統計委員会の総意として記録に残しておくこととしたい。

#### （3）部会の審議状況について

白波瀬人口・社会統計部会長から、資料3に基づき、人口・社会統計部会における国勢調査の変更に関する審議状況について、報告された。

#### （4）その他

次回統計委員会は、8月5日（火）14時から中央合同庁舎4号館12階の共用1208特別会議室で開催する予定。

以上

＜文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり＞